

倉庫業法

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

倉庫法①

● 仏暦 2558 年 倉庫・サイロ・冷蔵室法令 前文省略

第 1 条 (名称)

本法令を「仏暦 2558 年 倉庫・サイロ・冷蔵室法令 (プララーチャバンヤット・カラシンカー・サイロ・レ・ホンイェン)」と呼ぶ。

第 2 条 (施行日)

本法令は官報公示日から 120 日が経過した時に施行する。〔官報公示日は 2015 年 8 月 27 日〕

第 3 条 (語義)

本法令において、

「倉庫 (カラシンカー)」とは、商品保管のための場所を意味するが、商品配送を待つための商品置き場または商品収集所は含まない。

「倉庫業 (キツチャカーン・カラシンカー)」とは、通常の商行為として報酬のために商品保管を引き受けることを意味する。このとき報酬は金銭、対価、または他の利益であるかどうかを問わない。

「サイロ (サイロ)」とは、商品の質を保つために何らかの方法で湿度を制御するシステムを有することによる商品保管場所を意味するが、商品配送を待つための商品置き場または商品収集所は含まない。

「サイロ業 (キツチャカーン・サイロ)」とは、通常の商行為として報酬のためにサイロでの商品保管を引き受けることを意味する。このとき報酬は金銭、対価、または他の利益であるかどうかを問わない。

「冷蔵室 (ホンイェン)」とは、商品の質を保つために何らかの方法で温度を制御するシステムを有することによる商品保管場所を意味するが、商品配送を待つための商品置き場または商品収集所は含まない。

「冷蔵室業 (キツチャカーン・ホンイェン)」とは、通常の商行為として報酬のために冷蔵室での商品保管を引き受けることを意味する。このとき報酬は金銭、対価、または他の利益であるかどうかを問わない。

「グループ会社 (ポリサット・ナイ・クルア)」とは、倉庫業、サイロ業、または冷蔵室業を営む会社の親会社、子会社、及び関連会社を意味する。

「親会社 (ポリサット・メー)」とは、

(1) 倉庫業、サイロ業、または冷蔵室業を営む会社の議決権を有する株式全体の 50% 以上を保有する会社、

(2) (1) の会社の議決権を有する株式全体の 25% 以上を保有する会社、または

(3) (2) の会社の議決権を有する株式全体の 25% 以上を保有する会社を意味する。

「子会社（ポリサット・ルーク）」とは、倉庫業、サイロ業、または冷蔵室業を営む会社が、議決権を有する株式全体の25%以上を保有する会社を意味する。

「関連会社（ポリサット・ルウム）」とは、

(1) 倉庫業、サイロ業、または冷蔵室業を営む会社の親会社が、議決権を有する株式全体の25%以上を保有する会社、または

(2) (1)の会社の株式保有から2段階までの株式を保有する会社を有する会社を意味する。

「預証券（バイラップコーン・クランシンカー）」とは、民商法典第14編・倉庫保管の内容に基づく預証券を意味し、サイロ証券（トゥア・サイロー）、サイロ預証券（バイラップ・サイロー）、商品預証券（バイラップ・シンカー）、冷蔵室証券（トゥア・ホーンイェン）、冷蔵寄託商品受取証（バイラップ・シンカー・ファークチェー）、及び同様の形態にあるその他名称の書類も含める。

「質入証券（プラトゥワン・シンカー）」とは、民商法典第14編・倉庫保管の内容に基づく質入証券を意味し、同様の形態にあるその他名称の書類も含める。

「倉庫人（ナーイ・クランシンカー）」とは、倉庫業、サイロ業または冷蔵室業を営む法人の代表を意味し、倉庫業、サイロ業または冷蔵室業を営む者から権限を委任された者も含む。

「許可書（バイ・アヌヤート）」とは、倉庫営業許可書、サイロ営業許可書、または冷蔵室営業許可書を意味する。

「委員会（カナカマカーン）」とは、倉庫・サイロ及び冷蔵室監督委員会を意味する。

「委員（カマカーン）」とは、倉庫・サイロ及び冷蔵室監督委員を意味する。

「係官（パナックガーンジャオナーティー）」とは、本法令に基づく執行のために大臣が任命した者を意味する。

「局長（アティボディー）」とは、国内取引局長を意味する。

「大臣（ラッタモントリー）」とは、本法令の主務大臣を意味する。

第4条（非適用の対象）

本法令は官公庁、地方自治体、国営企業、及び国のその他の機関には適用しない。

第5条（民商法典の規定）

民商法典第14編・倉庫保管の規定は、本法令の規定と相反矛盾しない限り、本法令に基づく倉庫業、サイロ業、または冷蔵室業に適用する。

第6条（主務大臣と権限）

商業大臣を本法令の主務大臣とし、主務大臣は係官任命、本法令末尾のレートを上回らない手数料レートを定める省令の制定、手数料の減免、及び本法令の規定に基づく布告の制定権限を有する。

省令及び布告は官報告示後に施行することができる。

第1章 倉庫・サイロ・冷蔵室監督委員会

第7条（構成）

倉庫・サイロ及び冷蔵室監督委員会を設置する。その構成は商業大臣を委員長、商業省次官を副委員長、財務省代表、農業・協同組合省代表、内務省代表、工業省代表、国家経済社会開発委員会事務局代表、タイ国銀行代表、タイ商業会議所代表、タイ国工業連盟代表、内閣が任命した倉庫・サイロ、冷蔵室、銀行事業に係る知識及び経験を有する各事業1人、合計4人の有識者を委員とする。

国内取引局長を委員兼書記とする。

第8条（権限義務）

委員会は以下の権限義務を有する。

- （1）本法令に基づく省令制定で大臣に提言する。
 - （2）本法令に基づく実施のために原則、方法、要件を布告規定する。
 - （3）高過ぎない商品保管の報酬レート、または商品に係るサービス料金を布告規定し、預証券及び質入証券による利益に係る規定で局長に提言する。
 - （4）本法令で規定したところに基づく不服申立を審査、決定する。
 - （5）本法令に基づく、または委員会の権限義務であると規定した他の法律に基づくその他の遂行。
- （3）に基づく報酬レートの布告規定は、公正な報酬レートのレベルの維持において相当、または必要な事由がある時のみ、これをなすことができる。
- （2）及び（3）に基づく布告は官報で公示したとき施行することができる。

第9条（有識者委員）

第7条に基づく有識者委員の任期は1期2年とする。

有識者委員が任期満了前に退任する場合、内閣は代替りの者を任命するが、残有の有識者委員の残り任期が120日未満であれば、代替りの有識者委員を任命しなくてもよく、代替りに任命される者の任期は、すでに任命された有識者委員の残り任期と同じとする。

有識者委員が任期満了前に退任した場合、第2段の内容に基づき有識者委員が任命されるまで、委員会は残有委員によって構成される。

第1段に基づく当該任期が満了した時、新たな有識者委員の任命がまだなされていない場合、任期により退任した有識者委員は、新たな有識者委員が任命され職務に就くまで任に留まる。

任期により退任した有識者委員は再任されることができ、連続2期までとする。

第10条（退任）

任期による退任のほかに、有識者委員は以下の時に退任する。

- (1) 死亡した。
- (2) 辞任した。
- (3) 破産者になった。
- (4) 無能力者または準無能力者になった。
- (5) 確定判決で禁錮刑判決を受けた。ただし過失罪または軽犯罪はその限りではない。
- (6) 背任、または重大な非行のため内閣が解任した。

第11条（会議）

委員会の会議は全委員数の半分以上の出席をもって成立する。

委員会の会議において、委員長が欠席した、または議長の任務を果たせない場合は、副委員長が代わりに議長の任務を果たす。副委員長も欠席、または任務を果たせない場合は、会議に出席した委員が1人の委員を互選して、会議の議長とする。

会議の決定は多数決による。委員1人は決議において1票を有し、票数が同じであれば会議の議長が決定票を投じる。

第12条（小委員会）

何らかの件で審査し、意見を提出させるため、もしくは委任に基づき執行、報告させるために、委員会は小委員会を設置することができる。

第11条の内容を小委員会の会議にも準用する。

第13条（事務局）

商業省国内取引局が以下の権限義務をもって、委員会の事務局としての任務を果たす。

- (1) 委員会及び小委員会の通常の事務業務をなす。
 - (2) 倉庫事業、サイロ事業及び冷蔵室事業の営業に係る意見を委員会に提出する。
 - (3) 本法令への違反または不遵守があったとする訴えを受理し、局長に提出する。
 - (4) 布告、規則、委員会の決定に基づく遂行、及び委員会もしくは小委員会の委任に基づく遂行。
- (3) に基づく訴えに係る原則、方法、要件は局長が官報公示により定めるところに従う。

第14条（係官の権限）

本法令に基づく遂行において係官は以下の権限義務を有する。

(1) 検査のために、もしくは審査のために召喚状をもって、いずれかの者に証言、事実関係を説明させる、または文面で説明させる、あるいは帳簿、書類または証拠を送付させる。

(2) 本法令に従っているか検査するために、日照時間に、またはその事業所の業務時間内に、倉庫事業者、サイロ事業者もしくは冷凍室事業者の事務所、

倉庫、サイロもしくは冷蔵室に立ち入る。このとき事実関係を尋問し、帳簿、登録書、書類または関係する証拠を提出させる権限を有する。

(3) 本法令に基づく検査に資するために、局長が定めた期間内において、書類、帳簿もしくは証拠を押収する。

(4) 検査のサンプルとして相当量の商品を集め、持ち出す。ここに委員会が官報公示により定めた原則、方法、要件に従う。

係官の任務遂行において関係者は相当の便宜を供する。

第15条 (係官の身分証明書)

任務遂行において係官は関係者に身分証を提示しなければならない。

身分証は大臣が官報告示により定めた様式に従う。

第16条 (召喚状送付)

第14条(1)に基づく召喚状は、係官が召喚状に示された者の住所または勤務地に日照時間またはその者の勤務時間内に送達するか、書留郵便でも送付できる。

第17条 (捜査・逮捕権限)

本法令に基づく遂行において、委員、局長及び係官は刑法典に基づく職員とする。

第2章 倉庫業・サイロ業・冷蔵室業の営業

第1節 設立・許可申請・許可書交付

第18条 (許可)

倉庫事業、サイロ事業または冷蔵室事業の営業は、合資会社（ハーンフンスアン・ジャムガッド）、株式会社、公開株式会社、組合の法人のみ、局長から許可書を取得することにより、これをなすことができる。

倉庫事業、サイロ事業または冷蔵室事業の営業許可を申請する者は、第56条に基づき許可書を取り消され、かつ許可書取消日から2年が経過していない倉庫事業者、サイロ事業者または冷蔵室事業者であってはならない。

第1段に基づく許可申請と許可書交付は、委員会が布告規定した原則、方法、要件に従う。

第19条 (許可書の延長)

第18条に基づく許可書は許可書発行日から3年の期限を有する。

許可書の期限延長申請は、許可書の期限が切れる30日以上前に申請する。当該申請書を提出した時、局長が延長を許可しない命令を下すまで、事業者は引き続き営業することができる。

許可書期限延長申請及び許可は委員会が定めた原則、方法、要件に従う。

第20条 (許可書の代用書)

許可書が紛失、破壊、重要部分が毀損した場合、倉庫事業、サイロ事業もしくは冷蔵室事業の事業者は当該紛失、破壊、毀損を知った日から15日以内に許可書の代用書を申請する。

許可書の代用書の申請及び交付は委員会が定めた原則、方法及び要件に従う。

第21条（許可書の掲示）

倉庫事業、サイロ事業もしくは冷蔵室事業の事業者は、事業者の事務所の公開された視認しやすい場所に許可書もしくは許可書の代用書を掲示しなければならない。

第22条（支店）

倉庫事業、サイロ事業もしくは冷蔵室事業の事業者は、支店を開設することができるが、局長から許可を得なければならない。

第1段に基づく許可申請及び許可は委員会が定めた原則、方法及び要件に従う。

第23条（支店許可の期限）

第22条に基づく支店の許可書の期限は、（事業）許可書の期限に従う。

（事業）許可書の期限が切れ、期限延長の申請もない場合、または局長が（事業）許可書の取消を命じた場合、支店の許可書は失効するものとみなす。

（事業）許可書の期限が切れ、期限延長の申請がある場合、支店の許可書は局長が（事業）許可書の期限延長の不許可を命じるまで効力を有する。

第24条（準用規定）

第20条及び第21条の規定を支店許可書の代用書申請と支店許可書の掲示に準用する。

第2節 倉庫業・サイロ業・冷蔵室業の監督

第25条（倉庫証券）

倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者は、倉庫、サイロ、または冷蔵室での保管のため商品を寄託する者に対し、商品を受寄した時に毎回、預証券を引き渡さなければならない。質入証券については、寄託者が請求した時、引き渡す。ここに、預証券及び質入証券は検査可能なように控帳に記録しておかなければならない。

第26条（記入項目）

預証券及び倉荷証券には控帳の番号と同じ番号が付され、倉庫人の署名が付されていないなければならない。

預証券及び質入証券には少なくとも以下の項目がなければならない。

- （1）倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者の名と所在地。
- （2）寄託者の名と住所。
- （3）倉庫、サイロ、または冷蔵室の設置場所。

- (4) 商品保管の報酬、もしくは商品に係るサービス料。
 - (5) 保管商品の形態、種類、体積、重量または大きさ、態様及び数量、梱包材のマーク、並びに商品の危険性を知らせる内容。
 - (6) 預証券及び質入証券の交付地と交付日。
 - (7) 商品保管の期間。
 - (8) 保管商品に保険が掛けられている場合は、保険金額、保険期間、及び保険を引き受けた者の名を示す。
 - (9) 倉庫、サイロ、または冷蔵室における商品保管の標準。
- (7) に基づく期間を定めていない場合、寄託者の商品受取請求日を期間満了日とみなす。

第27条（資本）

倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者は委員会が布告規定した資本を有していなければならない。

第28条（形態）

倉庫、サイロもしくは冷蔵室は委員会が定めた原則、方法、要件に基づく形態及び状態を有していなければならない。

第29条（禁止行為）

倉庫事業、サイロ事業もしくは冷蔵室事業の事業者が以下の行為をなすことを禁じる。

- (1) 悪意をもって、元の預証券または質入証券を取り消さずに新たに全部のまたは一部の預証券もしくは質入証券を交付する。
 - (2) 局長に届け出ずに倉庫、サイロもしくは冷蔵室のスペースの50%を超えて倉庫、サイロもしくは冷蔵室を賃貸する。
 - (3) 局長から許可を得ずに第27条に基づく資本を減らす。
 - (4) 局長から許可を得ずに、銀行またはファイナンス会社以外に預金する。
 - (5) 倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者のグループ企業、マネージャー、取締役またはパートナーに現金を貸し付ける。
 - (6) 委員会が布告規定したレートを超えて、商品保管報酬、または商品に係るサービス料を請求する。
- (2) に基づく届出、及び(3) (4) に基づく許可申請と許可は委員会が布告規定した原則、方法、要件に従う。

第30条（商品の引渡）

預証券または質入証券の所持人が預証券または質入証券と引き換えに寄託物の受取を請求してきた時、倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者は、預証券または質入証券の所持人に受寄物を引き渡さなければならない。ただし寄託、商品に係る他のサービスにより生じた債務が寄託者にまだ残っていることが明らかであれば、未弁済分について留め置くことができる。

第31条（年2回の検査）

倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者は、少なくとも6月と12月の年2回、倉庫、サイロ、または冷蔵室で保管する全商品の検査ができるようにし、係官、寄託者、及び預証券もしくは質入証券の所持人がその検査に参加できるように7日以上前もって文面で検査日を通知しなければならない。倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者は、当該人物に相当の便宜を供しなければならない。

第32条（個別検査）

倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者は、寄託者、または預証券もしくは質入証券の所持人が倉庫、サイロ、冷蔵室にある商品の検査のため、その場所の業務時間内に立ち入ることを容認しなければならない。

寄託者、または預証券もしくは質入証券の所持人は、倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者に7日以上前もって文面で検査する日を通知しなければならない。倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者は相当の便宜を供しなければならない。

第33条（帳簿）

倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者は、倉庫、サイロ、または冷蔵室事業に係る全ての収入と支出を示した帳簿、保管商品を管理する帳簿を整然かつ正しく作成し、倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者の事業所に保管して、係官がいつでも検査できるようにしておかなければならない。

第34条（年次報告書）

倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者は、暦年の大晦日から数えて150日以内に、局長が布告規定した書式に従って、前暦年の財務ポジション及び事業ポジションを示すバランスシート及び損益計算書と共に年次報告書を局長に送付する。

第一段に基づき送付された年次報告書、バランスシート、また損益計算書が正しくない、または報告に不備がある場合、局長は定められた期限内に正しく改定増補するよう、もしくは全て揃えるよう命じる権限を有する。

第35条（報告命令）

局長が、倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者に対し財務ポジションまたは営業ポジションに係る報告または書類の送付を命じることが相当と判断した時、いつでも命じることができる。このとき倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者がその命令に従わなければならない期間を定める。

倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者が、第1段に基づく期間に従えない場合は、局長に期間延長を請求することができる。局長は相当と判断した時、期間延長を命じることができる。

第36条（変更の届出）

倉庫人、事業地、倉庫・サイロ・冷蔵室の形態、状態、数または規模に変更がある場合、倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者は、変更があった日から15日以内に局長に通知する。

第37条（廃業の届出）

許可を得た事業を廃業したい倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者は、廃業の60日以上前に局長に事前通知する。

廃業日に占有する受寄物がある場合、倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者は、寄託者に返還する。このとき委員会が定めた原則、方法、要件に従って、廃業日の90日以上前もって寄託者に事前通知する。

第3節 倉庫業・サイロ業・冷蔵室業の事業者の責任

第38条（損害の責任）

倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者は、寄託者、または預証券もしくは質入証券の所持人に対し、受寄物の紛失、損壊、混合により生じる損害、または預証券もしくは質入証券に示されたところと体積、重量、大きさ、品質、もしくは標準が変化したことによる損害の責に任じる。ただしその損害が受寄物の状態から不可抗力だった、または預託者の過失から生じたものであることを証明できる場合はその限りではない。

第39条（通知遅延の責任）

倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者は、寄託者、または預証券もしくは質入証券の所持人に対し、受寄物の劣化を知った時に寄託者、または預証券もしくは質入証券の所持人に直ちに知らせなかったことで生じた損害の責に任じる。

第40条（複数の証券交付の責任）

倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者は、預証券もしくは質入証券の所持人に対し、複数の預証券または質入証券の交付で生じた損害の責に任じる。

第41条（危険物）

寄託者は寄託物が可燃物、爆発物、または危険な毒性があることや、その他の危険があることを知らせる、マークを作製する、またはラベルを添付し、倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者がその受寄物について危険であることを知らせなければならない。

寄託者が第1段に従わず、倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者がその商品の危険性を知らない、もしくは知ることができない場合、倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者は受寄物の損害について責に任じられない。

第4節 不服申立

第42条（局長命令への不服）

倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者は、第18条、第19条、第22条、または第29条（3）もしくは（4）に基づく局長の命令に不服であれば、委員会に不服を申し立てる権利を有する。

第43条（申立の方法）

不服申立は、局長の命令の通知を受けた日から30日以内に委員会に対して申し立てる。

不服申立、申立の受理、不服申立の審査方法、及び審査期間は委員会が布告規定した原則、方法、要件に従う。

不服申立は局長命令に基づく強制を猶予しないが、委員会が不服申立の判断を下す前に別段の命令を下したときはその限りではない。

委員会の決定は最終的なものとする。

第3章 グループ会社向けのみ商品保管する倉庫・サイロ・冷蔵室

第44条（届出）

通常の商品上の報酬をもらってグループ会社に対してのみ商品保管する倉庫、サイロ、または冷蔵室を有する者は、倉庫、サイロ、または冷蔵室の保管地、面積、規模、及び容積、商品を寄託するグループ会社の名と事業地とともに、自己の名と所在地に係る情報を、事業開始日から30日以内に係官に届け出なければならない。

係官が第1段に基づく届出を受理した時、届出の証拠として届出人に届出証明書を交付する。

第45条（変更、廃業・譲渡）

第44条に基づく届出の内容に変更がある場合、または廃業、他者への譲渡を望む場合、通常の商品上の報酬をもらってグループ会社に対してのみ商品保管する倉庫、サイロ、または冷蔵室を有する者は、変更、廃業または譲渡のあった日から30日以内に係官に届け出る。

第46条（訂正）

係官が第44条または第45条に基づく届出が正しくない、もしくは不十分であることを見つけた場合、通常の商品上の報酬をもらってグループ会社に対してのみ商品保管する倉庫、サイロ、または冷蔵室を有する者に対し、命令を受け取った日から30日以内に是正し、係官に届け出るよう命じる権限を有する。

第47条（届出書式、方法）

第44条、第45条、及び第46条に基づき届け出なければならない書式と詳細、届出方法、及び届出証明書の書式は、局長が官報公示により定めた原則、方法、要件に従う。

第48条（帳簿）

通常の商品上の報酬をもらってグループ会社に対してのみ商品保管する倉庫、サイロ、または冷蔵室を有する者は、保管商品を管理する帳簿を整然かつ正しく作成し、自己の事業所に保管しておかなければならない。

相当かつ必要な事由がある場合、局長は通常の商品上の報酬をもらってグループ会社に対してのみ商品保管する倉庫、サイロ、または冷蔵室を有する者に対し、相当の期間内に商品管理帳簿内のデータを通知するよう命じることができる。

第49条（年次報告書）

通常の商品上の報酬をもらってグループ会社に対してのみ商品保管する倉庫、サイロ、または冷蔵室を有する者は、局長が官報公示により定めた書式、方法、期間に従って、保管商品のデータを示す年次報告書を作成、提出する。

第50条（禁止）

いずれかの者が本章に基づく倉庫、サイロ、または冷蔵室での保管商品について預証券及び質入証券を発行することを禁じる。商品受寄の証拠として発行する場合、同様の呼称、または本法令に基づく預証券と一致する、もしくは似ているとしても、当該証拠とはみなさない。

第4章 罰則規定

第1節 行政罰

第51条（行政罰の種類）

行政罰には以下がある。

- （1）過料。
- （2）許可書の使用停止。
- （3）許可書の取消。

局長を行政罰を下す権限者とする。

第52条（過料未払い）

局長が行政罰を下す命令を出し、行政罰を下された者が過料を支払わない場合、行政手続法に基づく行政執行に係る規定を準用し、職員が行政執行できない場合、局長は過料の支払いを強制するため行政裁判所に訴えを起す権限を有する。ここにおいて、行政裁判所がその命令について合法と判断すれば、行政裁判所は判決をもって財産の押収または差し押さえ、競売、過料支払いを強制する権限を有する。

第53条（局長命令への違反）

倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者で、第25条、第29条（2）または（6）、第30条、及び第34条第2段に違反した、もしくは従わなかった者は、定められた期間内に違反をやめる、または是正する、正しく行動するよう局長がその者に命じる権限を有する。

第1段に基づく局長の命令に従わない場合、2万バーツ以下の過料に加え、局長命令に従うまで1日につき1万バーツ以下の罰金に処する。

第54条（局長命令への違反）

倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者で、第26条、第28条、第31条、第33条、第34条第1段、第35条、第36条、及び第37条に違反した、もしくは従わなかった者は、定められた期間内に違反行為をやめる、または是正する、正しく行動するよう局長がその者に命じる権限を有する。

第1段に基づく局長の命令に従わない場合、2万バーツ以下の過料に処する。

第55条（是正命令）

倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者で、不安定な財務ポジションにある、もしくは寄託者に損害をもたらす事由となる形態での営業をしている、または第29条（5）に違反している、もしくは従っていないことが明らかになった時、局長はその者に対し、違反行為をやめる、または是正する、正しく行動するよう命じる権限を有する。

倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者が第1段に基づく命令に従わない場合、局長は1回につき90日以内の許可書使用停止を命じる権限を有する。

第2段に基づく許可書使用停止において、局長は許可書使用停止中に倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者に遂行させる要件を定める権限を有する。

第56条（許可書取消）

倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者が以下のいずれかの行為をなした時、局長は許可書取消を命じる権限を有する。

（1）許可書を受け取った日から90日以内に操業しなかった、または局長が定めた原則、方法、要件に従って局長に通知せずに180日以上にわたって連続して操業を停止した。

（2）2回以上、許可書使用停止処分を受けた。

（3）第55条第2段に基づく許可書使用停止命令に違反した、または従わなかった。

第1段に基づく許可書取消は、倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者が、他の場合において行政罰を免れる事由とはならない。

第57条（通知）

許可書の使用停止命令、または許可書の取消命令は、倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者に対し、文面で通知し、当該倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者の事業所の視認しやすい場所に掲示する。

第58条（45条違反ほか）

グループ会社に対してのみ通常の商業上の報酬を受け取って商品を保管する倉庫、サイロ、または冷蔵室を有する者で、第45条、第46条、または第48条に違反した、もしくは従わなかった者は、2万バーツ以下の行政罰（過料）に処する。

第59条（49条違反）

グループ会社に対してのみ通常の商業上の報酬を受け取って商品を保管する倉庫、サイロ、または冷蔵室を有する者で、第49条に違反した、もしくは従わなかった者は、定められた期間内に違反行為をやめる、または是正する、もしくは正しく行動するよう局長が命じる権限を有する。

グループ会社に対してのみ通常の商業上の報酬を受け取って商品を保管する倉庫、サイロ、または冷蔵室を有する者で、第1段に基づく局長の命令に従わなかった者は、2万バーツ以下の行政罰（過料）に処する。

第60条（命令への不服申立）

行政罰を受けた者で、本節の規定に基づく局長の行政罰の命令に不服の者は、委員会に不服を申し立てることができる。

第1段に基づく不服申立に第43条の規定を準用する。

第2節 刑事罰

第61条

第14条（1）に基づく係官の召喚状に相当の事由なく従わなかった者は、3か月以内の禁固、または5000バーツ以下の罰金、もしくはその併科に処する。

第62条

第14条（2）（3）または（4）に基づく係官の任務遂行を妨害した者は、1年以内の禁固、または2万バーツ以下の罰金、もしくはその併科に処する。

第63条

第14条第2段に基づき係官に便宜を供しなかった者は、1か月以内の禁固、または2000バーツ以下の罰金、もしくはその併科に処する。

第64条

倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者で、第18条に違反した、または従わなかった者は、1年以内の禁固、または10万バーツ以下の罰金、

もしくはその併科に処するとともに、違反の期間にわたって1日につき1万パーツの罰金に処する。

第65条

倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者で、第22条に違反した、または従わなかった者は、6か月以内の禁固、または5万パーツ以下の罰金、もしくはその併科に処するとともに、違反の期間にわたって1日につき5000パーツの罰金に処する。

第66条

倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者で、第29条(1)(3)もしくは(4)に違反した者は、6か月以内の禁固、または5万パーツ以下の罰金、もしくはその併科に処する。

第67条

グループ会社に対してのみ通常の商業上の報酬を受け取って商品を保管する倉庫、サイロ、または冷蔵室を有する者で、第44条に違反した、もしくは従わなかった者は、2万パーツ以下の罰金に処する。

第68条

グループ会社に対してのみ通常の商業上の報酬を受け取って商品を保管する倉庫、サイロ、または冷蔵室を有する者で、第50条に違反した者は、6か月以内の禁固、または5万パーツ以下の罰金、もしくはその併科に処する。

第69条(法人の場合)

違反行為者が法人の場合、その法人の違反行為が、その法人のマネージング・ダイレクター、または業務責任者の命令、行為、不命令、不作為で生じたのであれば、その者はその違反についての規定に基づき罰せられる。

第70条(略式処分)

第61条、第62条、第63条、または第67条に基づく違反は、委員会が略式処分する権限を有する。当該権限において委員会は局長、副局長または係官を代行者に任命することができる。

第1段に基づく委任は委員会が定めた原則、方法に従う。

定められた期間内に科料を支払った時、刑事訴訟法典の規定に基づき事件が終結したものとみなす。

経過規定

第71条(事業継続)

本法令の施行日に、仏暦2515年1月26日付けの仏暦2515年革命団布告第58号に基づき倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の営業許可を取得していた倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の事業者で、営業の継

続を望む者は、本法令の施行日から120日以内に営業許可書を申請する。営業許可を申請した時、本法令に基づき営業を許可しない命令があるまで倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業の営業を継続できる。

第72条（第44条に基づく業者）

仏暦2515年1月26日付けの仏暦2515年革命団布告第58号に基づき許可を得て、本法令の施行日に仏暦2515年1月26日付けの仏暦2515年革命団布告第58号に基づき倉庫事業、サイロ事業、または冷蔵室事業を営んでいる者で、第44条に基づくグループ会社に対してのみ通常の商業上の報酬を受け取って商品を保管する倉庫、サイロ、または冷蔵室を有する者の形態にある者は、本法令の施行日から120日以内に係官に届け出る。係官が届出を受け取った時、届出人に証拠として届出証明書を交付し、その者は本法令に基づき届出証明書を受け取ったものとみなす。

第73条（委員会）

第7条に基づく有識者委員がまだ任命されていない間、委員会は商業大臣、商業省次官、財務省代表、農業・協同組合省代表、内務省代表、工業省代表、国家経済社会開発委員会事務局代表、タイ銀行代表、タイ商業会議所代表、タイ工業連盟代表、及び局長から構成され、本法令の第7条に定められた人数に従い有識者委員が任命されるまで、委員会の任務を果たす。

（おわり）

.....

*参考/民商法典の倉庫に係る規定は以下のようになっています

第14編 倉庫保管

第1章 総則

第770条

倉庫業者とは自己の商業上の報酬のために受寄物を保管することを業とする者のことである。

第771条

本法典の寄託に係る諸規定を、この編の内容規定に反しない限りにおいて、倉庫保管についても適用する。

第772条

運送に係る第616条、第619条、第623条、第625条、第630条、第631条、第632条の規定を内容に沿って倉庫保管にも準用する。

第773条

倉庫業者は営業時間であると認められる時間内であればいつでも、預証券所持人または質入証券所持人が寄託物を点検することや、見本を持ち出すことを容認しなければならない。

第774条

倉庫業者は合意した期限前に寄託者に対し受寄物の引き取りを求めることはできない。受寄物の返還時を定めていないときは、倉庫業者は1か月以上前もって寄託者に通知した時、返還することができる。ただし入庫日から2か月が経過していなければ寄託者は返還を受けなくともよい。

第2章 預証券と質入証券

第775条

倉庫業者は寄託者の請求により、控帳のある書類、特に寄託物の預証券1部及び質入証券1部を寄託者に交付しなければならない。

第776条

預証券は、寄託者に対し裏書して他者に譲渡する権利が与えられる。

第777条

質入証券は、寄託者に対し、被裏書人によるその寄託物を引き渡さなくても、請求する権利を示す裏書をもって質入れする権利が与えられる。

ただし寄託者が質入れする時は、預証券と切り離し、被裏書人によるその質入証券を引き渡さなければならない。

第778条

預証券と質入証券は、控帳、符合する通し番号、倉庫業者の署名がなければならない。

このとき預証券と質入証券には以下の事項が記載されていなければならない。

- (1) 寄託者の氏名または商号、及び住所。
- (2) 倉庫所在地。
- (3) 保管料。
- (4) 受寄物の性質及び重量または大きさ。梱包材の性質、個数、記号。
- (5) 預証券及び質入証券の交付地及び交付日。
- (6) 保管期間を規定する場合はその期間。
- (7) 受寄物に保険が掛けられているときは、保険金額、保険期間、保険者の名または商号。

倉庫業者はこれらの事項について控帳にも記載しておかなければならない。

第779条

預証券であっても、質入証券であっても、所持人に対し交付または裏書することはできないとしてならない。

第780条

寄託者が質権者に対し質入証券に裏書した時、契約当事者はその裏書を預証券にも記載しなければならない。

預証券に記載しなかったその質権設定は寄託物購入者に対抗できない。

第781条

質入証券が裏書され、質権者に引き渡された時、寄託者と質権者は、前条に基づき預証券に記載したことを証拠として質入証券にも記載する。

第782条

寄託者が寄託物を質入れし、質入証券を被裏書人に引き渡した時、被裏書人は倉庫業者に対し担保として供された質物の数量、利息額、弁済期日を知らせる通知状を出さなければならない。倉庫業者は通知を受けた時、控帳にそれを記載しなければならない。

控帳に記載しなかった場合、その質権設定は寄託者の債権者に対し対抗できない。

第783条

預証券と質入証券の双方の所持人は、倉庫業者に対し寄託物を分割し、その各部分に対する預証券及び質入証券の交付を請求することができる。この場合、所持人は前の預証券及び質入証券を倉庫業者に返還しなければならない。

寄託物の分割及び新書類の引き渡しの費用は書類所持人が負担する。

第784条

寄託物の所有権は預証券の裏書をもって譲渡することができる。

第785条

寄託物は質入証券に裏書することによって質入することができる。質入証券に裏書された時、その質入証券と同じ預証券に裏書することによって、その寄託物はさらに第二の者に質入れすることができる。

第786条

寄託物が質入されていない間、預証券と質入証券を別々に譲渡することはできない。

第787条

質入証券に第一の質入裏書をするときは、債権額、その利息、弁済期を記載しなければならない。

第788条

倉庫への寄託物は預証券と引換に返還を受けることができる。

第789条

質入証券が分割され質入裏書がなされたときは、預証券及び質入証券双方を返還したときに寄託物を受け取ることができる。

ただし預証券所持人は質入証券に記載された債務額及び弁済期日までの利息を倉庫業者に支払った時は、いつでも寄託物の返還を受けることができる。

このとき倉庫業者は、支払われた金額を質入証券が返済されたときにその質入証券所持人に支払わなければならない。

第790条

担保として寄託物が質入された債権が、弁済期に弁済されなかったときは、質入証券所持人は規則に沿って反対を申し立てることによって、その寄託物の競売を倉庫業者に請求することができる。ただし反対の申し立てから8日以内に競売することはできない。

第791条

質入証券所持人は競売の日時、場所を寄託者に通知状で通知しなければならない。

第792条

倉庫業者は競売代金から倉庫保管に係る自己への未払い金を控除した上で、質入証券所持人が質入証券を返還してきた時、その残額から未払い金を支払わなければならない。

さらに残額があれば、預証券と引き換えに次位の質権者に支払わなければならない。次位の質権者がいない、またはいたとしてもすでに弁済を受けていたときは、預証券所持人に残額を支払う。

第793条

競売代金が質入証券所持人への債務弁済に足りないときは、倉庫業者は質入証券に支払った額を記載して質入証券所持人に返還し、その旨を会計帳簿に記載しなければならない。

第794条

質入証券所持人は、まず未払い金を裏書人全員または各裏書人に請求する権利を有する。ただし反対の申し立てがあった日から1か月以内に競売しなければならない。

競売から1年が経過したときは請求することはできない。

第795条

本編の規定に反しない限りにおいて、本法典の手形に係る規定を裏書された質入証券及び預証券にも適用する。

第796条

質入証券と預証券の双方またはその一方が滅失したときは、その書類の所持人が相当の担保を供した時、倉庫業者は新たに交付することができる。

その場合、倉庫業者は証拠として控帳簿にその交付を記載しておかなければ
ならない。」

(倉庫業法おわり)